

介護予防日常生活支援総合事業
指定事業所 御中

品川区福祉部
高齢者地域支援課長 檜村 潤
(公印省略)

介護予防日常生活支援総合事業事業所指定における書類提出方法の変更について

日頃より、品川区の高齢者福祉施策にご理解ご協力を賜りありがとうございます。

介護事業所の文書事務負担を軽減するため、令和 7 年度までに全ての地方公共団体で「電子申請届出システム」の利用が開始されることになっております。

このたび品川区においても「電子申請・届出システム」の運用を開始することとなり、事業所の指定手続きにおける書類提出方法を下記のとおり変更しますので、ご確認のほどよろしくお願いいたします。

記

1 変更点

事業所の指定に関する届出（変更届、加算届、指定更新申請、廃止・休止届、再開届等）について、従来の郵送による提出に加え、「電子申請・届出システム」による届出が可能になります。

【「電子申請・届出システム」とは】

介護事業所の行政手続きの簡素化および利便性向上の観点から、届出先を問わず全国の地方公共団体に対して所要の手続きを完結できることを目的として厚生労働省が構築したシステムです。受付結果の確認や届出履歴の管理、複数自治体への一括申請が可能です。

【電子申請サービス URL】

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

2 変更適用年月日

令和 6 年 10 月 1 日から

3 システム利用にあたっての注意事項

(1) G ビズ ID の取得について

「電子申請・届出システム」へのログインには、「G ビズ ID」を使用します。
別添資料を参考に、各法人様で取得手続きをお願いいたします。

【GビズIDとは】

デジタル庁が運営する法人・個人事業主向けの共通認証システムであり、ひとつのID・パスワードで複数の行政サービスにログインができるものです。本システムの利用にあたっては、「GビズIDプライム」または「GビズIDメンバー」のいずれかの取得が必要となります。

※GビズIDに関するお問い合わせは、GビズIDホームページ (<https://gbiz-id.go.jp/top/>) に記載の問い合わせ先をお願いいたします。

(2) システム操作マニュアルについて

システム操作マニュアルは、電子申請届出システムのログインページ右上の「ヘルプ」よりダウンロードできます。

また、システムの仕様上操作が分かりにくい手順について別添のとおりまとめましたので、システム利用時に併せてご参照ください。

(3) 登記情報提供サービスへの登録について（任意）

申請時の添付書類として必要な登記事項証明書については、紙媒体での提出に代わり、法務局が管轄する「登記情報提供サービス」で取得した電子データでの提出が可能となります。利用にあたっては、あらかじめID・パスワードの取得が必要となります。

※「登記情報提供サービス」を利用しない場合は、登記事項証明書の原本の写しをPDFデータにて「電子申請届出システム」に添付してください。

(4) 届出書控えの取扱いについて

現在、紙ベースで届出書を提出された事業所で郵券・封筒を添付いただいている場合は控えの返送等対応を行っておりますが、「電子申請・届出システム」により届出した場合は、システム内で届出履歴や指定権者による審査結果を確認できるようになります。控えの交付は引き続き対応しますが、各事業所・法人で管理方法を改めてご検討いただき、必要最小限の交付となるようご協力をお願いいたします。

4 その他

その他指定申請についての詳細は、品川区公式HPをご確認下さい。

〈担当〉品川区福祉部 高齢者地域支援課 介護予防推進係
〒140-8715 東京都品川区広町 2-1-36
TEL:03-5742-6733 FAX:03-5742-6882